

## 大川市介護職員初任者研修受講支援事業助成金交付要綱 Q & A

Q 1. 簡単に内容を教えて下さい。

A 1. 大川市において介護に従事する職員が不足しているため、必要なサービスを受けられないケースが出てきています。特に訪問介護に従事する職員（いわゆるヘルパー）が不足しています。

今回、大川市の介護事業所への就業を増やすため、もっとも取得しやすい資格である介護職員初任者研修の受講への支援と、研修修了者が大川市の介護事業所に就職するよう支援を行うものです。

研修修了後に介護職員として市内の介護保険サービス事業所に就職している方に対し、研修費用の助成（最大5万円）を行います。

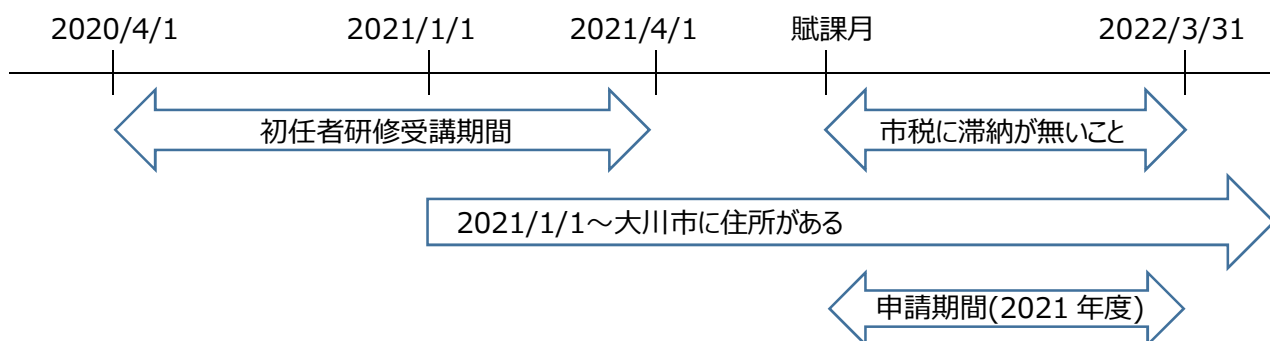
ただし、受講開始時にまだ介護事業所への就職や内定していない方が対象であり、すでに介護職員である方のスキルアップを支援する事業ではないことにご注意ください。

Q 2. 「市内に住所を有すること」「市税を滞納していないこと」の考え方は？

A 2. 1月1日時点で住民票が大川市にあり、その年の市税に滞納が無いこと（賦課額0円も含む）が条件となります。

また、条件の1つに「初任者研修を修了しており、かつ、その修了日が申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること」としておりますので、下記の例の場合、申請日の属する年度は2021年度(2021/4/1～2022/3/31)となり、その前年度の4月1日(2020/4/1)以降に初任者研修を修了していなければならないこと、そして、申請期間を過ぎれば申請年度が変わるため、研修受講期間が対象外となることにご注意ください。

(例：2021年度に申請の場合)



※申請に伴い市税の滞納確認が必要であるため